

ルクセンブルクの知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

ルクセンブルク大公国（以下「ルクセンブルク」という）は、周囲をベルギー、フランス及びドイツに囲まれた比較的小さな立憲君主制国家である。ベルギー及びオランダと合わせた3か国は、「ベネルクス」と称される。

1354年にルクセンブルク公国が成立した後、ブルゴーニュ、スペイン、オーストリア及びフランスの支配を相次いで受けた。1815年にオランダ国王を大公とするルクセンブルク大公国が成立し、1839年にはロンドン条約により現在の国境が画定された。1867年には永世中立を宣言したが、2度の世界大戦でドイツに占領されたことから、1948年に永世中立を破棄し、集団的安全保障体制に移行した。ベルギー及びオランダとの間でベネルクス関税同盟（後のベネルクス経済同盟）を結成したほか、1949年にはNATOに、1957年にはEEC（現EU）に加盟した²。ルクセンブルクには、欧州司法裁判所、欧州会計監査院、欧州投資銀行等のEUの諸機関が置かれている。また、1999年より、単一通貨ユーロを導入している。

現在のルクセンブルクの人口は約60万人であるが、一人あたりGDPは長年トップクラスを維持している。人口の約40%は外国人で占められている。ルクセンブルクにおける給与所得人口のうち、隣国（即ち、ベルギー、フランス及びドイツ）からの越境通勤者が約45%を占めている³。

ルクセンブルクの国語はルクセンブルク語であり、公用語はフランス語、ドイツ語及びルクセンブルク語である。日常生活上の会話ではルクセンブルク語が使用されることが多いが、法令・公文書・判決書等ではフランス語が使用されることが多く、学校教育においては主にドイツ語により教えられている。このように、3言語が場面に応じて使い分けられ併存していることは、ルクセンブルクの多言語国家としての大きな特徴である。ルクセンブルク人の多くが、ルクセンブルク語、フランス語、ドイツ語及び英語というように多言語に通じていることも、外国からの投資を呼び込む一因となっているといわれている。

ルクセンブルクでは、従前は鉄鋼業が主な産業であったが、1970年代から金融・保険業

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 『データブック オブ・ザ・ワールド 2020年版』（二宮書店、2020年）385頁。

³ 『ルクセンブルク大公国 徹底解説』（ルクセンブルク政府広報局、2012年）19頁。

が発達し、スイスとともに、欧州有数の金融センターとなった⁴。最近では、通信業や放送業も急成長している。ルクセンブルクに欧州拠点を置いているグローバル企業は数多くある。例えば、Amazon.com、eBay、iTunes、Skype のほか、日本の楽天が欧州拠点をルクセンブルクに置いている⁵。とくに多くの電子商取引関連企業がルクセンブルクに拠点を置いている理由としては、ルクセンブルクでは世界に先駆けて電子商取引に関する立法及び制度の整備が行われたこと、ルクセンブルクは欧州の中心に位置しており物流上有利であること、ルクセンブルクでの税負担が欧州における最低水準であること等が挙げられる。最近では、ルクセンブルクは事実上のタックス・ヘイブン（租税回避地）であるとして国際的非難を受けることが多くなっていたことから、国際的な規制強化の流れに沿った税制改正が行われるようになってきた。しかし、2018年1月1日から、OECDのネクサス・アプローチに準じる新しい知的財産税制が施行され、一定の要件を満たす特許及び著作権のあるソフトウェアから生じる純所得の80%につき免税が認められる等の優遇措置が採られている⁶。このようにして、ルクセンブルクは、依然として、外国投資家の強い関心を惹きつけている。

日本における欧州法の研究では、従来、ドイツ法、フランス法及び英国法が、主な対象とされてきた。これに対し、他の欧州諸国の法律（ルクセンブルク法等）については、研究対象とされることが、比較的少なかったといえよう。しかし、ドイツ法、フランス法及び英国法以外の欧州諸国の法律についても、日本にとって参考となる重要な法制度や法実務運用があるのではないかと思われる。

そこで、本稿では、ルクセンブルクの知的財産法の概要を紹介することとしたい。

II ルクセンブルクの法制度一般

ルクセンブルクの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。ルクセンブルクでは、ナポレオン帝政時のフランスに併合された時代から法制度の整備を始めとする近代化が推し進められたため、ルクセンブルク法は、フランス法の影響を強く受けているといえる。フランスから独立し、支配から脱した後も、ルクセンブルク法の制定にあたっては、フランス法に依拠せざるを得なかったため、フランス法の影響が長く続いた。しかし、19世紀後半以降は、ドイツ法の影響が強くなり、また、最近では、ルクセンブルクにおいても、英米法や国際的な法準則等の影響も次第に強くなっており、比較法的な検討をふまえた上での立法がなされている。

⁴ ルクセンブルクで金融業が発達した理由としては、①預金者の取引の源泉税やキャピタルゲイン課税を免除する優遇税制、並びに②預金者の秘密を厳格に保護する法制度等があった。

⁵ 前掲『データブック オブ・ザ・ワールド 2020年版』385頁。

⁶ <https://www.investinluxembourg.lu/tokyo/wp-content/uploads/sites/18/2020/05/Luxembourg-Tax-Overview-as-of-2020-MAY.pdf>

ルクセンブルクは、ナポレオン帝政時のフランスに併合されていたため、1804年のナポレオン民法典がそのままルクセンブルクでも適用されていた。その後フランスの支配を脱し、1815年にルクセンブルク大公国が成立した後も当該民法典は存続した。こうしたことから、ルクセンブルク民法典は、一部改正を経ながらも、現在でも基本的には、1804年のナポレオン民法典と概ね同じ内容のものが適用されている⁷。ルクセンブルク民法典⁸の体系は、フランスのナポレオン民法典と同様に、「人」、「財産」、「財産取得」の3つに大別するという「法学提要方式」又は「インスティトゥティオネス (Institutiones) 方式」と呼ばれるものである。これは、ドイツや日本の民法が採用する「パンデクテン方式」(共通する法原則を抽出して総則として規定する等の体系化を特徴とする) としばしば対比される。

Ⅲ 知的財産法全般

ルクセンブルクの知的財産法制度は、主に、「特許法」等を始めとするルクセンブルク法と、ルクセンブルク、オランダ及びルクセンブルクのベネルクス三国で締結された「ベネルクス知的財産条約」等により構成されている。また、知的財産権に関する裁判所の判例も、事実上、重要な役割を果たしている。

ルクセンブルクは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、パリ条約、WIPO 設立条約、WTO 協定、TRIPS 協定、特許協力条約 (PCT)、欧州特許条約 (EPC)、国際特許分類に関するストラスブール協定、微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約、意匠の国際登録に関するハーグ協定、商標法条約、標章の国際登録に関するマドリッド協定、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、万国著作権条約、実演家等保護条約、著作権に関する知的所有権機関条約、実演及びレコードに関する知的所有権機関条約等である。

知的財産権に関連するルクセンブルクの政府機関のうち最も主要なものは、ルクセンブルク知的財産庁 (英語では「Office of the Intellectual Property」、フランス語では「Office de la Propriété intellectuelle」) である。主に特許出願の受理・審査・登録等の業務を行っている。

ルクセンブルクは EU に加盟しているため、その知的財産法制度は、他の法分野と同様に、ルクセンブルク国内レベルと欧州レベルとの二重構造となっているところに特徴がある。即ち、まず、ルクセンブルク国内においては、国内法に基づき、特許権、著作権等の知

⁷ 「An introduction to legal research in the jurisdiction of Luxembourg」 (Institute of Advanced Legal Studies, University of London, 2013 年)

<http://libguides.ials.sas.ac.uk/luxembourg>

⁸ ルクセンブルク民法典のフランス語原文は、以下のウェブサイトに掲載されている。

http://www.legilux.public.lu/leg/textescoordonnes/codes/code_civil/CodeCivil_PageAccueil.pdf

的財産権が保護されている。また、「ベネルクス知的財産条約」によりベネルクス三国における単一の商標権及び意匠権が保護されている。EU の各加盟国の国内法に基づく知的財産権の要件・内容等がばらばらでは混乱をきたすので、それらを実体的に調和させる試みが行われてきたところであり、一定程度の調和が実現した。そして、このような国内法に基づく知的財産権のほかに、欧州レベルでの条約に基づく知的財産権を保護する制度が創設され、現在も、その拡充に向けた努力が行われている。例えば、商標については欧州連合商標（EUTM）⁹制度、意匠については共同体意匠制度が創設され、欧州レベルでの権利保護が可能となっている。また、現在、特許については、欧州の多くの国々により、欧州単一効特許及び統一特許裁判所の創設に向けた努力が行われており、近い将来、実現されることが見込まれている¹⁰。なお、ルクセンブルクは、統一特許裁判所協定（UPC）を批准した。これに対し、著作権及び営業秘密に関しては、基本的制度の統一・調整を図るための EU の指令がいくつか公布されているものの、あくまで各加盟国の国内法に基づく保護のみにとどまっており、欧州レベルでの統一された権利保護の制度とはなっていない。

IV 特許

現在のところ、ルクセンブルクで特許権を取得するには、2つの方法がある。1つは、欧州特許条約（EPC）に基づき欧州特許局（EPO）に対して出願を行い、許可後に、ルクセンブルク等の希望する国における登録を行うことである（PCT 出願は可能であるが、直接にルクセンブルクを指定して国内特許の付与を受けることはできない。EPC を指定して、EPC 出願手続においてルクセンブルクを指定することになる）。もう1つは、ルクセンブルク知的財産庁に特許出願を行い特許を取得することである。前者については、別稿で述べたので、本稿では、主に後者について説明する（但し、いずれの方法でも、取得した権利の効力は同じである）¹¹。

出願言語は、原則として、ドイツ語又はフランス語である。明細書及びクレームは、英語、ドイツ語又はフランス語で作成することができるが、英語で作成した場合、出願後 1 か月以内に、ドイツ語又はフランス語の訳文を提出しなければならない。期限内に提出しなかった場合、出願が取り下げられたものとみなされる。

ルクセンブルクでは「先願主義」が採用されている。特許出願を行うことができるのは、

⁹ 2016年3月23日の欧州連合商標規則の施行までは、「共同体商標」（CTM）という名称であった。

¹⁰ 但し、英国は、EU 離脱（Brexit）に伴い、欧州単一効特許及び統一特許裁判所制度への不参加を表明している。

¹¹ 本稿の「特許」の部分については、ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「ルクセンブルク」の「制度ガイド」5～10頁等を参照した。

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11457095/www.ipso.go.jp/system/laws/gaikoku/ipr/support/miniguide.html>

発明者及び承継人である。有効な特許を取得するためにはいくつかの要件があるが、特許出願手続においては、それらの要件を満たしているか否かの実体審査は行われない。即ち、有効な特許を取得するための要件を満たしていない特許出願であっても、特許は付与される。特許出願は、出願日の 18 か月後に公告される。第三者から情報提供があった場合、第三者の提出した特許性に関する意見書は、出願人に送付される。出願人は、当該意見書に対し、その送付日から 4 か月以内に答弁書を提出することができる。

特許の要件には、新規性、進歩性、産業上の利用可能性等がある。新規性については、絶対的新規性が採用されており、出願日又は優先日までに世界のいずれかの場所において、公衆に利用可能な状態となった場合、新規性が否定される。但し、①出願日前の 6 か月以内に、特許を受ける権利を有する者の意に反して発明が公表された場合、又は②出願日前の 6 か月以内に、特許を受ける権利を有する者が国際的博覧会に発明を開示した場合、出願日から 4 か月以内に証明書を提出することを条件に、出願人は、出願時に、新規性の例外の適用を受けることができる。

①単なる発見、科学的理論、数学的方法、②美的創造物、③精神的な行為を遂行し、又はゲームや業務を遂行するための計画、法則及び方法、並びにコンピュータ・プログラム、④単なる情報の提示には、特許権は付与されない。

出願人は、出願日から 18 か月以内に、EPO による調査報告書の作成を請求することができる。調査報告書が作成され、且つ方式的要件を満たしていれば、特許が付与される。この場合、特許権は登録日から発生し、その存続期間は出願日から 20 年間である。これに対し、出願人が、調査報告書の作成を請求しなかった場合、出願公開後、特許が付与されるが、その存続期間は出願日から 6 年間である。

特許庁の決定に対しては、決定書の通知日から 3 か月以内に、不服申立てをすることができる。

ルクセンブルクの裁判所は、欧州特許条約 69 条に準拠して、特許クレームを解釈する。そのため、ルクセンブルクの判例法は、一般的に、欧州特許条約の判例法を参照しているといえる。また、特許権者の特許出願審査期間中の行為が、特許権の保護範囲の判断に影響を及ぼす可能性がある。

特許侵害の成立を裁判所が認める場合、裁判所は、侵害者（被告）に対し、侵害行為差止命令及びその他の救済措置を下す。差止命令の範囲は、ルクセンブルク国内に限定される。

差止命令のほかに、特許権者は、損害の賠償及び費用の償還を請求することができる。

V 意匠

意匠¹²については、「EU 全体において有効な意匠制度」と、「ベネルクス三国においての

¹² 本稿の「意匠」の部分については、ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「ルクセンブルク」の「制度ガイド」10～14 頁等を参照

み有効な意匠制度」に分けられる。前者は、「共同体意匠」(Community Designs) と呼ばれるものであり、欧州連合知的財産庁 (EUIPO) に出願して取得する。後者は、ベネルクス三国において、「ベネルクス知的財産条約」(2013年10月1日施行)¹³により、単一の意匠権が保護されるものであり、「ベネルクス知的財産庁」(BOIP)¹⁴が、ベネルクス三国の商標及び意匠を管轄している。「意匠の法的保護に関する指令」により、EU域内市場に関連する実体規定については調和されている。以下、後者について説明する。

意匠とは、製品自体又はその装飾の特徴、特に、線、外郭、色彩、形状、織り方又は材料から生じる物品の全体又は一部に関する外観で構成されているものをいう。「物品」は、部品、包装、グラフィックシンボル、タイプフェイスを含む。部分意匠制度は採用されていない。

意匠出願は、ベネルクス知的財産庁に対して行う。出願言語は、フランス語、オランダ語及び英語である。意匠出願に対しては、方式審査のみが行われ、新規性等に関する実体審査は無く、従って、審査請求制度も無い。出願公開制度は採用されていない。

方式要件を満たしている場合、意匠登録が認められ、公告される。意匠登録の効力は、ベネルクス三国に及ぶ。意匠権の譲渡を行う場合、ベネルクス三国を一体として扱わなければならない。国ごとに意匠権の譲渡を行うことはできない。国ごとに意匠権のライセンスを行うことは可能である。

方式要件を満たしていない場合、出願人は、通知受領後3か月以内に補正しなければならない。出願人が期間内に補正したときは、方式要件を満たした日が出願日として扱われる。期間内に補正しなかったときは、意匠登録出願を放棄したものとみなされる。

意匠の不登録事由は、①公序良俗に反する意匠、②十分に特徴的形態を示していない意匠、③新規性(出願日又は優先日の前に、出願意匠と実質的に同一の外観が公衆に示されていないこと)が無い意匠、④他者の商標が含まれている意匠、⑤他者の著作物の不当な利用となる意匠、⑥物品の技術的機能のみに影響された特徴からなる意匠である。これらのいずれかに該当する意匠に対しては、利害関係者は、裁判所に無効請求訴訟を提起することができる。

意匠権は登録日から発生し、その最初の存続期間は出願日から5年であるが、その後、5年ごとに、合計25年まで延長することができる。

VI 商標

した。

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11457095/www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/ipr/support/miniguide.html>

¹³ 日本語訳は、下記ウェブページに掲載されている。

https://www.jpo.go.jp/shiryous/sonota/fips/pdf/benelux/tizai_jouyaku.pdf

¹⁴ <https://www.boip.int/en>

商標¹⁵についても、前述した意匠の場合と同様に、「EU 全体において有効な商標制度」と、「ベネルクス三国においてのみ有効な商標制度」に分けられる。前者は、「欧州連合商標」(EUTM)と呼ばれるものであり、欧州共同体知的財産庁 (EUIPO) に出願して取得する。後者は、「ベネルクス知的財産条約」により、単一の商標権が保護されるものであり、ベネルクス知的財産庁が、ベネルクス三国の商標及び意匠を管轄している。「商標に関する加盟国法を調和させるための指令」により、EU 域内市場に関連する実体規定については調和されている。以下、後者について説明する。

商標とは、取引において商品・役務を識別可能な視覚的に表現することができる標識である。登録可能な商標は、視覚的に表現できる標識で、言葉、図、文字、数字、商品又は包装の形状、楽譜により表現できる音響標章等であるが、香りや味等は視覚的に表現できないため、商標登録はできない。

出願言語は、フランス語、オランダ語及び英語である。

商標出願後、方式審査だけでなく、実体審査が行われる。実体審査は、絶対的不登録事由（識別性を有しないこと、公序良俗に反すること、公衆を欺瞞するおそれがあること等）のみについて行われ、相対的不登録事由（先行商標と同一又は類似であること、先行商標の名声を不当に害すること等）については行われない。

方式審査が完了した商標出願は公開され、公開後 2 か月間はベネルクス知的財産庁に異議申立することが認められている。「ベネルクス知的財産条約」改正により、2018 年 6 月 1 日からは、ベネルクスで名声を得ている周知商標権者は、商品が類似しているか否かを問わず、周知商標と混同を生じるほどに類似しており、且つ出願商標が当該商標の名声を不当に利用している場合、又は先行商標の名声又は識別性を害する場合も、ベネルクス知的財産庁に対して異議申立を行うことができることとなった。

ベネルクス知的財産庁の異議決定に対して上訴する場合、従前は、ブリュッセル、ハーグ又はルクセンブルクのいずれかの裁判所に提訴する必要があったため、各国の裁判所で異なる判断が下される可能性があった。そこで、「ベネルクス知的財産条約」改正により、2018 年 6 月 1 日からは、ベネルクス知的財産庁の査定（異議決定、拒絶不服審査決定）に対する上訴は、ベネルクス司法裁判所に提起されることになった。ベネルクス司法裁判所の裁判官は、ベルギー、オランダ及びルクセンブルクの国内裁判所の裁判官で構成される。

全ての商標出願は実体審査されるため、審査請求制度は採られていない。

審査の結果、出願人が拒絶理由通知を受けたときは、通知日から 3 か月以内の間に、意見書を提出することができる。

商標登録の効力は、ベネルクス三国に及ぶ。商標権の譲渡を行う場合、ベネルクス三国を

¹⁵ 本稿の「商標」の部分については、ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「ルクセンブルク」の「制度ガイド」15～20 頁等を参照した。

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11457095/www.ipo.go.jp/system/laws/gaikoku/ipr/support/miniguide.html>

一体として扱わなければならない、国ごとに商標権の譲渡を行うことはできない。国ごとに商標権のライセンスを行うことは可能である。

商標権の存続期間は出願日から 10 年であり、以後 10 年ごとに何回でも更新することができる。出願時において商標使用義務は無い。

商標登録後継続して 5 年以上登録商標を使用していない場合、正当な理由がない限り、利害関係者の申立により、当該登録商標を取り消されることがある。輸出用商品に商標を付することは、商標の使用に該当するとされる。

従来、無効審判請求及び取消審判請求は、裁判所に提起しなければならなかったが、「ベネルクス知的財産条約」改正により、2018 年 6 月 1 日からは、ベネルクス知的財産庁に請求することが可能となった。

VII 著作権

EU には、EU レベルでの著作権に関する統一的な法制度は無い。ルクセンブルクにおける著作権の保護は、ルクセンブルクの国内法に委ねられているが、EU 加盟国の国内法の内容を調和させるため、著作権に関するいくつかの指令が存在する。例えば、「著作権等の保護期間の調和に関する指令」は、著作権の保護期間を著作者の死後 70 年と定めている。

ルクセンブルクの著作権法制度は、「著作権法」により定められている。

ルクセンブルクでは、著作権は著作物を創作又は発行した時点で自動的に発生し、著作権の発生にはとくに出願・登録等の方式を要しないという「無方式主義」が採られている。ルクセンブルクにおいては、著作権登録は義務付けられていないが、自分が著作物を創作したこと等を証明する手段として、「i-DEPOT」という制度がある¹⁶。これは、フランスの「ソロー封筒」(SOLEAU envelope) に類似する制度であり、封筒に作品を封入してベネルクス知的財産庁に送付するというものである。「i-DEPOT」を利用すれば、著作権侵害紛争において、一応の証拠として使用できるというメリットがある。なお、「©」マークを著作物に付してもよいが、これはルクセンブルクでの著作権保護の要件ではない。

「著作物」には、書籍、冊子、映画、写真、音楽、ビジュアル・アート、地図、コンピュータ・プログラム等が含まれるが、単なるアイデアや概念は除かれる。「著作物」といえるためには、①十分な独創性があること、②具体的な形を有するものであることという 2 つの要件を満たさなければならない¹⁷。

ルクセンブルクはベルヌ条約の加盟国であるため、日本を含む加盟国の著作物の著作権はルクセンブルクでも保護される。

ルクセンブルクでの著作権の保護期間は、原則として、著作者の生存期間及びその死後 70

¹⁶ <http://www.innovation.public.lu/en/innover/propriete-intellectuelle/i-depot/index.html>

¹⁷ <http://www.innovation.public.lu/en/innover/propriete-intellectuelle/droit-auteur/index.html>

年間である。

著作権侵害者には、民事責任が追及されるほか、刑事責任（3か月以上2年以下の拘禁刑及び／又は罰金刑）が科される可能性がある。

VIII 営業秘密

EUには、営業秘密の保護に関する統一的な法制度は無い。ルクセンブルクにおける営業秘密の保護は、ルクセンブルクの国内法に委ねられているところ、従来は、個別の紛争事案において裁判所の判例により、一定の保護が与えられてきた。そのような状況の下、営業秘密保護に関する EU 指令を受けて、ルクセンブルクでは、2019年6月26日、営業秘密保護法が制定された¹⁸。

営業秘密の要件は、①その情報が、一般的に知られておらず、また、容易にアクセス可能ではないこと、②その情報が秘密であるが故に商業的価値を有すること、及び③その情報を秘密にしておくために、合理的手順に従っていることである。

営業秘密の使用又は開示は、例えば、営業秘密保持者の同意なしに、営業秘密保持者との守秘義務契約又は営業秘密の使用を制限するその他の契約に違反して行われた場合には、違法となる。しかし、営業秘密が、独立した発見、創作又は合理的な商習慣に従ったその他の方法で取得された場合には、適法とされる。

営業秘密保護法は、とくに報道の自由や内部告発者の保護の問題に対処するため、営業秘密の違法な取得、使用、開示に関連して適用除外事由を定めている。

営業秘密保持者は、営業秘密保護法により、侵害者に対し、①営業秘密の違法な取得、使用及び開示の禁止、②侵害品の生産、提供、販売、輸入、輸出、保管の禁止、③侵害品の回収、破壊又は市場からの撤退を含む是正措置、④営業秘密を含み若しくはそれを具現化した侵害文書、物品、材料、物質若しくは電子ファイルの破棄、及び⑤侵害の結果被った損害の賠償を請求することができる。

営業秘密保護に関する EU 指令は、営業秘密保護期間の決定を国内法に委ねており、6年を上限としている。ルクセンブルクの営業秘密保護法は、営業秘密保持者が営業秘密の違法な取得、使用又は開示を知り、侵害者の身元を知った時から2年を保護期間としている。しかし、ベルギー及びフランスでは保護期間が5年とされており、近隣諸国の法制度とは整合性がとれていない¹⁹。

IX エンフォースメント

¹⁸ <https://www.pwclegal.lu/en/publications/law-on-trade-secrets.html>

¹⁹ <https://www.bsp.lu/publications/newsletters-legal-alerts/newsflash-law-june-26th-2019-trade-secrets>

ルクセンブルクにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、民事的手段（民事訴訟）、刑事的手段（刑事訴訟）及び税関の水際措置等がある。

1 民事的手段（民事訴訟）

（1）裁判所制度

ルクセンブルクの裁判所には、大きく分けて、司法裁判所の系列（最高裁判所、地方裁判所、治安裁判所）と、行政裁判所の系列（行政裁判所、行政審判所）がある。最高裁判所には、控訴院と破毀院が含まれている。また、憲法裁判所もある。

裁判は、上級裁判所（フランス語では「cour」）及び下級裁判所（フランス語では「tribunal」）により、大公の名において行われる。判決及び決定は、大公の名において執行される。私権に関する訴訟は、専属的に、下級裁判所の管轄に属する。公権に関する訴訟は、法律によって規定された例外を除き、下級裁判所の管轄に属する。

ルクセンブルクには、3か所の治安裁判所（フランス語では「justices de paix」）がある。治安裁判所は、訴額が10,000ユーロ以下の少額の民商事事件、及び賃貸借等に関する事件（訴額如何に関わらない）を取り扱う。訴額が10,000ユーロを超える事件は、他の裁判所に専属管轄が認められる事件でない限り、2か所の地方裁判所（フランス語では「Tribunal d'arrondissement」）が管轄する。また、地方裁判所は、治安裁判所の第一審判決に対する控訴事件をも管轄する。

ルクセンブルク市にある最高裁判所（フランス語では「Cour supérieure de justice」）には、控訴院（フランス語では「Cour d'appel」）と破毀院（フランス語では「Cour de cassation」）が含まれる。もし当事者が地方裁判所の判決に不服がある場合、控訴院に控訴することができる。控訴院又は地方裁判所の判決に法の適用又は解釈の誤りがあると考えた当事者は、破毀院に上訴することができる²⁰。破毀院は、事実認定については再審査せず、法の適用又は解釈の誤りの有無についてのみ判断する。

（2）民事訴訟

ルクセンブルク民事訴訟法典は、1806年フランス民事訴訟法典に基づいていたが、その後、フランス及びベルギーの法改正の影響を受け、大きく改正された²¹。

ルクセンブルクの民事訴訟法上の一般的なルールとして、原告は、原則として、自己が主張する事実を立証しなければならない。ルクセンブルクでは、米国法におけるような「ディスカバリー」制度は存在しない。また、ルクセンブルクでは、1814年に陪審制が廃止されて以来、職業裁判官のみによる裁判が行われている²²。

²⁰ 「dispute resolution in luxembourg」(OPF Partners) http://www.opf-partners.com/wp-content/uploads/2012/05/Brochure-Litigation-website_EXECUTION-COPY_20120504.pdf

²¹ 前掲「An introduction to legal research in the jurisdiction of Luxembourg」

²² Nicolas Henckes 著「UPDATE: Luxembourg – Description of the Legal System and

ルクセンブルクにおける知的財産権侵害紛争事案の多くは、知的財産権侵害を理由とする民事訴訟である。民事的手段（民事訴訟）により、知的財産権の権利者は、権利侵害行為の差止、損害賠償、権利侵害品の差押え、侵害継続防止のための措置等を請求することができる。

知的財産権者は、通常の訴訟手続とは別に、差止仮処分手続を利用することもできる。差止仮処分を命じる場合、裁判所長官は、知的財産権者たる申立人に対し、差止仮処分が実行される前に、担保金の供託を求めることができる。

2 刑事的手段（刑事訴訟）

ルクセンブルクでは、知的財産権者は、民事的手段だけでなく、刑事的手段も利用することができる。例えば、商標権侵害者に対して刑事的手段を利用することができる。即ち、ルクセンブルクの刑法 184 条は、商標権侵害者に対して 3 か月以上 3 年以下の懲役刑を科している。また、刑法 191 条は、製造された商品に虚偽又は不正な製造者名又は商号を付した者に対して、1 か月以上 6 か月以下の懲役又は 251 ユーロ以上 5,000 ユーロ以下の罰金を科している²³。

1879 年ルクセンブルク刑法典は、1867 年ベルギー刑法典を継受したものである。もともとベルギー刑法はフランス刑法の圧倒的影響下で制定されたものであるため、ルクセンブルク刑法もまた、フランス刑法の強い影響を受けたものといえる²⁴。

ルクセンブルク刑事訴訟法典は、もともとはナポレオン法典に基づいていたが、その後大きく改正された²⁵。刑事訴訟も、民事訴訟と同様、治安裁判所、地方裁判所及び最高裁判所が管轄する。検察官は、被告人と同様に、刑事事件の判決に対して上訴することができる。上訴審では新たに審理手続をやり直すこととなり、上訴審で宣告される判決は、原審判決より重くなることも軽くなることもあり得る²⁶。

知的財産権者としては、知的財産権侵害者の行為が犯罪に該当する可能性があると考えられる場合、捜査当局等に対し刑事告訴を行うことにより、刑事訴訟を提起してもらい、犯罪者に刑事責任を負わせることは検討に値する。とくに悪意又は詐欺的な意図をもって侵害が行われた場合等の一定の条件の下では、知的財産権侵害は実際に刑事事件として立件される。このような刑事的手段は、悪質性が高い又は大規模な知的財産権侵害事案の場合に検討されることがある。刑事的手段は、一般に、民事的手段に比べて短時間で費用も安く、うま

Legal Research」(GlobaLex, 2013 年)

<http://www.nyulawglobal.org/globalex/luxembourg1.htm>

²³ <https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=7ffe10b7-d5ce-4bc1-b954-186694fb24d9>

²⁴ 森下忠著「ルクセンブルク大公国」(『判例時報 No.1138』(判例時報社、1985 年) 所収) 24 頁。

²⁵ 前掲「An introduction to legal research in the jurisdiction of Luxembourg」

²⁶ 「Luxembourg - Judicial system」(Encyclopedia of the Nations)

<http://www.nationsencyclopedia.com/Europe/Luxembourg-JUDICIAL-SYSTEM.html>

くいけば被疑侵害者に対し拘禁刑の判決が下される可能性もあるため、有効な手段であるといえる。

3 税関の水際措置

模倣品の問題に直面した知的財産権者としては、税関による水際取締り（輸入差止措置）を利用することも有効である。実際、ルクセンブルクの税関は、模倣品の流通を阻止するため、積極的に活動している²⁷。

知的財産権者は、税関に模倣品の輸入差止及び留置申請をすることができる。具体的には、知的財産権者は、模倣品が発見された場合、税関の水際措置を申請することができる。申請書は、フランス語、ドイツ語又は英語で作成されなければならない。申請にあたっては、①商品の正確かつ詳細な技術的説明、②侵害の種類に関する具体的な情報、及び③申請者が当該商品について権利を有していることの証明が含まれていなければならない。申請者はまた、商品の税抜き価格、商品の所在地又はその目的地、商品又は包装を特定するための事項、商品の到着予定時刻又は出発予定時刻、使用される輸送手段、その他の有用な情報を税関に提供する必要がある。

税関当局は、申請書を受理してから 30 営業日以内に、措置を実施する意思があるか否かを書面で申請者に通知しなければならない。税関当局は、措置の申請を許可する場合、措置の期間（1 年以内）を指定しなければならない。

知的財産権者は、税関の水際措置の後、留置した模倣品を証拠として、刑事訴訟又は民事訴訟を提起することができる。

X おわりに

以上、ルクセンブルクの知的財産法の概要を簡単に紹介してきたが、ルクセンブルク法については、ドイツ法、フランス法及び英国法と比べると、日本語の文献・論文等が圧倒的に少ない。

ルクセンブルク法全般の日本語による概説書は残念ながら現在のところ存在しないが、各法分野において、脚注に掲げた文献が参考となろう。また、ルクセンブルクの法令の調査は、いくつかのウェブサイトが可能である²⁸が、情報は基本的にフランス語により提供されている。

ルクセンブルクの知的財産法制度は、前述したとおり、ルクセンブルク国内レベル（「ベネルクス知的財産条約」に基づく単一の商標権及び意匠権を含む）と EU レベルに分かれ

²⁷ <https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=7ffe10b7-d5ce-4bc1-b954-186694fb24d9>

²⁸ 例えば、ルクセンブルク政府の下記ウェブページには、基本的な法律のフランス語原文が掲載されている。

http://www.legilux.public.lu/leg/textescoordonnes/codes/index.html#code_commerce

ている等、非常に複雑な内容を有することから、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。しかし、日本とルクセンブルクは先進国・成文法国としての共通性があること、ルクセンブルクにはさまざまな国際機関が設置されており、実質的に EU の中心に位置しているといえること等を考えると、今後も、ルクセンブルクの知的財産法の動向については引き続き注目していく必要がある。

※ 初出：『特許ニュース No.15351』（経済産業調査会、2021年、原題は「世界の知的財産法 第37回 ルクセンブルク」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。